

～家づくりの楽しさを市営住宅から～

ふくしま☆スタイル

×

DIY

ふくしま☆スタイル×DIYのしおり

目次

00	はじめに	P 2
01	4つのポイント！	P 3
02	できること✿	P 4
03	募集住戸（福島市御山町）	P 5
04	入居資格について	P 6
05	手続きと流れ 1) 申込から入居までの流れ 2) D I Yの手続きの流れ 3) 退去の手続きの流れ	P 7
06	D I Yを楽しく安全におこなっていただくための ルール	P 10

～家づくりの楽しさを市営住宅から～

DIYとはDo it yourselfの略で、「家具など既製品を買うのではなく、自分の手で作ったり修理したりすること（広辞苑第6版）」とされています。

これまでの市営住宅では、「壁紙の変更」や「作り付け家具の設置」などDIYについては、退居時に元に戻すこと（原状回復義務）が条件であるため、実際にはできませんでした。

そんな制約を緩和し、入居者自身で自分のライフスタイルに合わせて住まいづくりを楽しむことができる市営住宅

「ふくしま☆スタイル×DIY」

が誕生しました！

（ご注意）

市営住宅は共同住宅ですので、他の入居者に迷惑になるようなDIYや、構造や共用部分の改修や法令に違反するような改修はできません。

このしおりには、入居者がDIYを行うときに、「できること」「DIYのルール」などをまとめています。

お申し込み前、DIYを始める前に必ずご一読ください。

- 1 プロのアドバイス付き！
- 2 材料10万円分サポート！
- 3 DIY作業期間中は**家賃無料**！
※共益費及び光熱水費は実費負担です
※無料期間は最長3ヶ月
- 4 原状回復**不要**！

プロのアドバイスについては、下段の内容を想定しています。

- ◆アドバイスしてくれる人：地元の建築業者さん
- ◆アドバイスの内容
 - ・DIYのイメージや希望を具現化するお手伝い。
 - ・適切な材料や作り方のアドバイス。
 - ・材料を購入するときにお店でアドバイスも。
- ◆できないこと
 - ・DIY作業のお手伝い（手を貸すこと）
 - ・工具や材料の提供・貸出し
 - ・アドバイス内容についての金銭的な補償

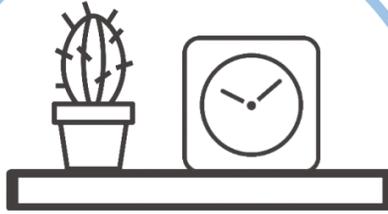
02

ふくしま☆スタイル×DIYで できること☆

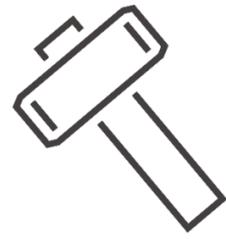
例えばこんなことができます



壁・天井の
貼替、塗装



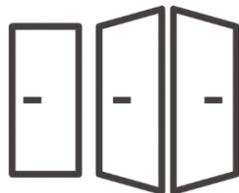
棚や家具の設置
(固定)



間取りの変更
(押入の撤去等)



床材の変更
床材の上張り



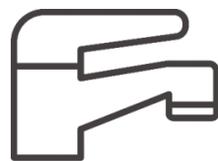
建具の変更
(押入⇒クローゼット)



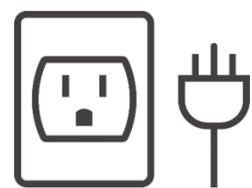
照明器具の取替



ドロップインコンロ
組込型ガスオーブンレンジ
食器洗い乾燥機等の取付



流し台や水栓
等の取替



エアコンやIH等の
専用コンセント増設



浴槽の取替



ミラーキャビネット
や洗面器の取替



便座の取替
シャワートイレの取付

03

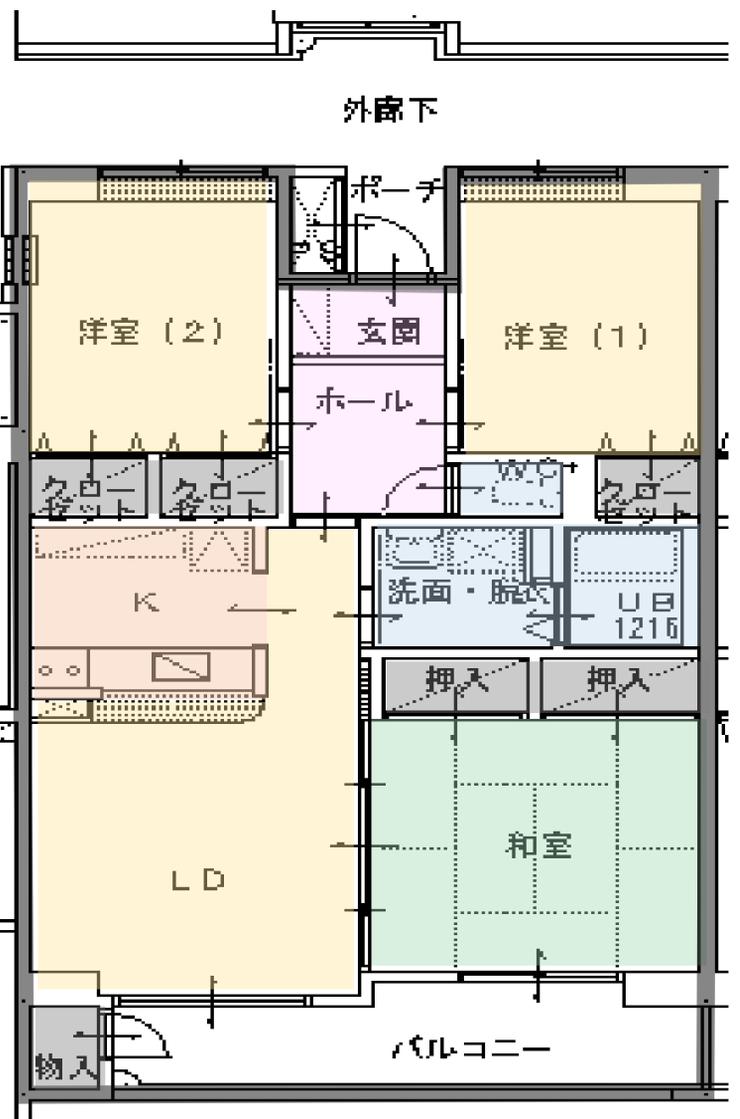
募集住戸（福島市御山町）

市内循環バス「福島テレビ前」バス停から徒歩1分の好立地

《募集住戸の概要》

- 団地名：市営住宅御山町団地
- 所在地：福島市御山町6番6号
- 建物の構造：鉄筋コンクリート造6階建て
- 築年：2002年（築22年）
- 団地全体の戸数：24戸
- 募集住戸：603号室（6階） 1戸
- 募集住戸の間取り：3LDK（80.3㎡）
（和室に約4畳分のロフト付き）
- 家賃：63,000円（1カ月）
- 敷金：0円（無し）
- 礼金：0円（無し）
- 契約手数料：0円（無し）
- エアコン：無し（設置可）
- 洗濯機：設置可（洗濯機パンあり）
- 網戸：無し（設置可）

※令和6年4月時点での情報です。募集時期や応募状況によって団地及び募集住戸は変更となる可能性があります。



現在の603号室

04

入居資格について

《入居資格》

※入居資格に該当しない方は申込できません。

必ず窓口（電話でも可）で該当するかどうかの確認をお願いします。

(1) 子育て・若者夫婦世帯であること

子育て世帯 : 18歳未満の子どもがいること

若者夫婦世帯 : 夫婦の一方又は両方の年齢が39歳以下であること。

(夫婦のみで構成される世帯であること)

(2) 規定の収入基準※内であること

(3) 市民税の滞納がないこと

(4) 入居許可がなされた場合には、連帯保証人1名が得られること

(5) 暴力団員でないこと

(6) 市の広報（ホームページやSNS等）にご協力いただけること (入居許可日から1年間)

《入居期間》

入居許可日から10年以内となります。(DIY期間も含みます)

※収入基準

DIY住宅に入居できる収入基準は、

所得月額 158,000 円以上 487,000円以下 です

入居申込みをする場合の所得月額は、一緒に入居しようとする方で収入のある方全員の所得月額が対象になります。

計算方法

所得月額 = $\frac{\text{給与所得控除後の金額} - [\text{扶養控除} (38\text{万円} \times \text{扶養親族数}) + \text{特別控除}]}{12}$

12

※世帯構成によって控除額が増える場合があります。

詳しくは、住宅政策課市営住宅係へ源泉徴収票等を持参のうえ、ご相談ください。

05

手続きと流れ

1) 申込みから入居までの流れ

公募

市のホームページ等で募集します。

入居申込書類一式 入居手続期間延長願 を提出

別紙「市営住宅等入居申込みに必要な書類」に記載の書類一式
※「市営住宅入居手続期間延長願」（3か月以内）を申請いただくことにより、DIY工事中、最長3か月までは家賃が発生しません（ご入居以降は家賃が発生します）。ただし、共益費のみこの期間もご負担いただくこととなります。
※ 光熱水費については、必要に応じて契約してください。

書類審査

ご提出いただいた書類内容について入居資格等を審査します。

入居説明

入居予定者の内定後、入居開始までに必要な手続きについて詳しい説明を行います。

入居決定通知

入居手続延長承認

申込時にご提出いただいた「市営住宅入居手続期間延長願」（3か月以内）に基づき、入居手続を延長します。

DIY 入居手続き

DIY及び入居手続きについては次ページをご確認ください。

入居開始

入居後、14日以内に新しい住居地の住民票（世帯全員）を提出してください。

2) D I Y の手続きの流れ

入居決定通知
入居手続延長承認

D I Y の申請

「ふくしま☆スタイル×D I Y申請書」に、工事実施箇所・内容と使用する材料等を記載し、簡単な図面（イメージが分かるもの。スケッチや参考写真などでも可）・見積書（業者施工が必要な工事の場合）・スケジュール・製品カタログ等を添付し提出してください。

D I Y の承認

「ふくしま☆スタイル×D I Y申請書」の内容を市が確認し、申請内容の承認・不承認を判断します。

D I Y の実施

市の承認通知後D I Yを実施してください。D I Yの申請内容によっては市が実施しなければならない工事※があり、実施時期等調整が必要となる場合があります。また、承認通知後、申請内容と異なるD I Yに変更する場合は、事前に「住宅政策課市営住宅係」にご連絡ください。

※市で実施する工事（予算の範囲内で判断することとなります）
D I Y申請内容に基づき必要となる、既存仕上等の撤去・処分、下地調整専門業者による施工

完了届提出

D I Y終了後、「ふくしま☆スタイル×D I Y完了届」に写真等を添付し提出してください。

市の検査

申請書（変更があった場合は変更後）の内容に基づき、現地の確認を行います。

入居手続き

以下の書類等をご提出いただきます。

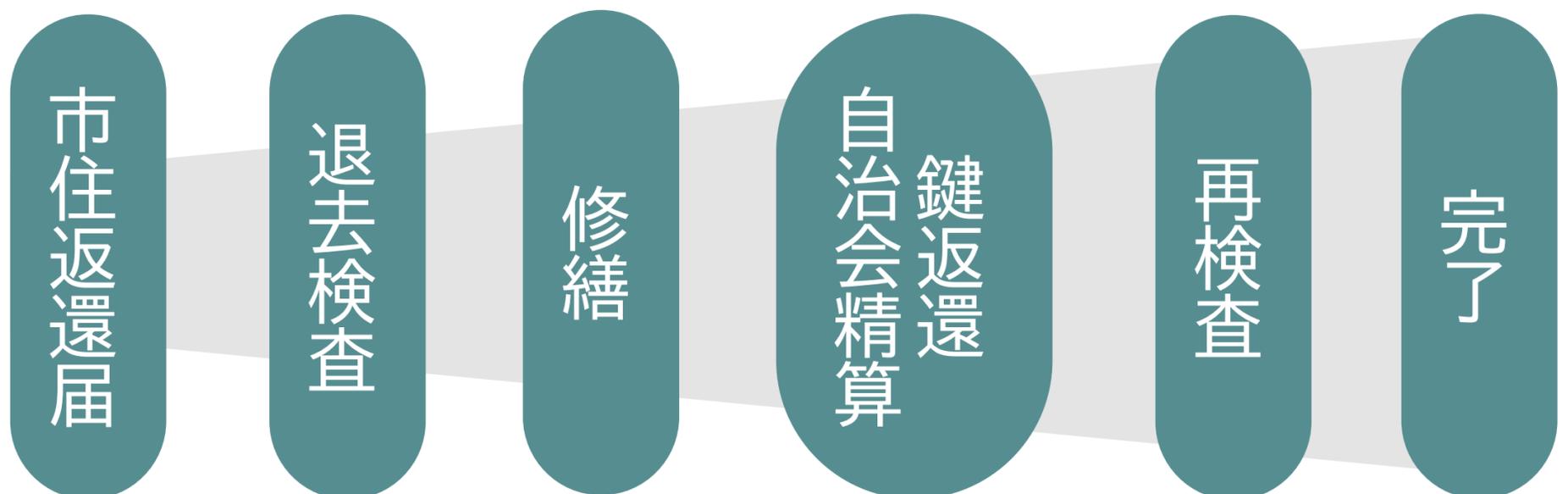
- ・ 請書・誓約書
- ・ 連帯保証人の「覚書」
- ・ 連帯保証人1名の「印鑑証明書」及び「納税証明書」
- ・ 鍵引き渡しの日より入居月末日までの日割り家賃

3) 退去の手続きの流れ

(入居許可日から10年以内に退去する必要があります)

ふくしま☆スタイル×D I Y住宅にお住まいの方も、退居する際の流れや必要な手続きは、基本的に他の市営住宅の方と同じとなります。
D I Yについて、市の承認を受けた改修部分については、原状回復は不要となります。

《退居完了までの流れ》



詳しくは「市営住宅入居のしおり」に記載していますのでご確認ください。
また、ご不明な点がございましたら住宅政策課市営住宅係までお問い合わせください。

■申請と市の承認が必要です

- ・ D I Yの施工に当たっては、事前に市への申請及びこの申請に対する当市の承認が必要となります。
- ・ D I Yの施工内容によっては、申請不要でできる場合も考えられますが、申請及び承認が無いものは原状回復義務が免除されません（残置することができません）のでご注意ください。

ポイント！

※このしおり及び市が定める基準等をお守りいただき、D I Yの施工部分について買取請求権及び有益費償還請求権を放棄して頂いただくことで、原状回復義務が免除され、これを残置することができます。

買取請求権及び有益費返還請求権の放棄は、D I Y申請書の提出時に内容をご理解の上同意していただきます。（D I Yの承認には同意が必要です）

■周りの方にご配慮を

- ・ D I Yの施工に当たっては、入居者ご自身の責任において騒音や振動に十分ご配慮いただくとともに、怪我がないように注意してください。
- ・ 近隣住宅に住んでいる方々には、あらかじめD I Yの施工内容や施工時間等について、入居者ご自身で十分に説明いただき、ご理解を得た上でD I Yを施工してください。

ポイント！

騒音・振動が発生するD I Yの施工は、午後5時から午前9時の間はご遠慮いただきますようお願いいたします。

■ 専門家へお願いする作業もあります

- ・ 消防設備、電気、電話、ガス、給水、排水設備など、法令上又は安全管理上、専門業者等による施工が必要となるものについては、必ず専門業者等に依頼してください。不適切に施工された場合は、感電、ガス漏れ、漏水などの大事故に繋がる恐れがあります。

ポイント！

D I Yの不適切な施工等が原因で事故（感電・ガス漏れ・漏水等）が生じ、**市又は第三者に損害を与えた場合は、入居者ご自身の責任と負担においてその損害を賠償していただくこととなります**ので、くれぐれもご注意ください。

■ 詳しい調査はご自身で

- ・ 市は、入居者ご自身が施工されるD I Yに関しての住戸内の事前調査及び確認は行いません。調査等が必要な場合は、入居者ご自身の負担で専門業者に依頼してください。

■ 家具家電は残せません

- ・ コンセントに差し込むだけなど、造作を伴わずに容易に取り付けや取り外しができる家具家電等（冷蔵庫、テレビ、照明器具、テーブルコンロ、瞬間湯沸器、浄水器等）及びエアコン（室外機含む）は、残置することができません。

■ ごみの処分は適切に

- ・ D I Yで発生した廃棄物等の処分等については、入居者ご自身の負担により、市の定める方法に従って処理してください。断熱材等市では収集不可のものもあるため、廃棄する品目の収集方法についてよく確認してください。団地ごみ集積所に放置したり不法投棄したりすることの無いようお願いいたします。

上記ルールのほか、さらに詳しいルールの補足（ご注意いただきたい事項）が別冊にありますので、合わせてご確認ください。

【問い合わせ先】

福島市 住宅政策課 市営住宅係

住 所：福島市五老内町3番1号

電話番号：024-529-7693

e-mail k-juu@mail.city.fukushima.fukushima.jp